

令和5年第1回尾鷲市議会定例会会議録

令和5年3月22日（水曜日）

○議事日程（第4号）

令和5年3月22日（水）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 3号 | 尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4号 | 尾鷲市個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 5号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 6号 | 尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 7号 | 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 8号 | 尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 9号 | 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 尾鷲市普通河川管理条例及び尾鷲市法定外公共物管理条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 令和5年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和5年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について |
| 日程第18 | 議案第19号 | 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第14号）の |

議決について

- 日程第 19 議案第 20 号 令和 4 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 20 議案第 21 号 令和 4 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 21 議案第 22 号 令和 4 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 4 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 23 議案第 24 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 25 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 25 議案第 26 号 尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 26 発議第 1 号 尾鷲市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第 27 発議第 2 号 尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 28 発議第 3 号 尾鷲市放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例の制定について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 29 議員派遣について

○出席議員（7名）

- | | | | | | | | |
|------|----|-----|----|-----|----|----|----|
| 1 番 | 南 | 靖久 | 議員 | 2 番 | 小川 | 公明 | 議員 |
| 3 番 | 濱中 | 佳芳子 | 議員 | 4 番 | 西川 | 守哉 | 議員 |
| 7 番 | 内山 | 左和子 | 議員 | 8 番 | 中村 | レイ | 議員 |
| 10 番 | 仲 | 明 | 議員 | | | | |

○欠席議員（2名）

5番 村田 幸隆 議員

9番 中里 沙也加 議員

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	三 鬼 基 史 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	濱 田 一 多 朗 君
政策調整課参事	西 村 美 克 君
総務課長	竹 平 專 作 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	尾 上 廣 宣 君
税務課長	仲 浩 紀 君
市民サービス課長	湯 浅 大 紀 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君
環境課長	吉 沢 道 夫 君
商工観光課長	森 本 眞 明 君
水産農林課長	芝 山 有 朋 君
水産農林課調整監	丸 茂 亮 太 君
建設課長	塩 津 敦 史 君
水道部長	神 保 崇 君
尾鷲総合病院事務長	佐 野 憲 司 君
尾鷲総合病院総務課長	高 濱 宏 之 君
教 育 長	田 中 利 保 君
教育委員会教育総務課長代理総務係長	柳 瀬 誠 君
教育委員会生涯学習課長	平 山 始 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	高 田 秀 哉 君
監 査 委 員	民 部 俊 治 君
監査委員事務局長	野 地 敬 史 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
事務局次長兼議事・調査係長
議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊
北 村 英 之
樺 田 朋 実

[開議 午前10時00分]

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は7名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。

また、9番、中里沙也加議員は入院のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、10番、仲明議員、1番、南靖久議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第3号「尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定について」から日程第25、議案第26号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの計24議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました24議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、濱中佳芳子副委員長。

[3番（濱中佳芳子議員）登壇]

3番（濱中佳芳子議員） 私ども、行政常任委員会へ付託されました議案第3号「尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定について」、議案第4号「尾鷲市個人情報保護審査会条例の制定について」、議案第5号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」、議案第6号「尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について」、議案第7号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第8号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、議案第9号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」、議案第10号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」、議案第11号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、議案第12号「尾鷲市普通河川管理条例及び尾鷲市法定

外公共物管理条例の一部改正について」、議案第13号「尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正について」、議案第14号「令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第15号「令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第16号「令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第17号「令和5年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第18号「令和5年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第19号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第14号）の議決について」、議案第20号「令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第21号「令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第22号「令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第23号「令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第24号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、議案第25号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第26号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」、以上、条例関係11件、予算関係10件、指定管理者関連3件の計24議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

去る3月9日から16日の計6日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第3号から議案第13号までの条例関係11議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号から議案第18号までの当初予算関係5議案のうち、議案第15号から議案第18号の計4議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第14号「令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましては、中村レイ委員から第9款教育費、第5項保健体育費、第2目運動場管理費、多目的スポーツフィールド整備事業のうち、設計等業務委託料853万8,000円を減額する修正案が提出されました。当委員会として、直ちに提出された修正案の提案説明を受け、修正案について採決を行い、その結果、賛成多数をもって修正案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決

すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、当委員会で可決された修正案の内容につきましては、委員会における修正案提出者の提案理由をもって説明させていただきます。

中村レイ委員から提案理由を朗読させていただきます。

液状化の危険性が高く、浸水域である場所にナイター照明もない野球場を造り、そこに子供たちを追いやるべきではありません。今、使われている野球場を潰すための実設計費に853万8,000円をかけるなら、高台にある安全な野球場にちゃんと改装費をかけるべきです。「子どもは地域の宝もの、育てる守るは地域の役目」と教育委員会に大きな垂れ幕がかかっています。広域ごみは高台に、子供は浸水域にとスローガンを変えたほうがいいと言われないように、この予算を修正したいと思います。

以上が当委員会における修正案の提案理由でございます。

次に、議案第19号から議案第23号までの補正予算関係5議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号から議案第26号の指定管理の指定に係る計3議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がございますので、これを許可いたします。

10番、仲明議員。

〔10番（仲明議員）登壇〕

10番（仲明議員） 議案第14号「令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、賛成するに当たり、修正案については私は反対の立場から討論をいたします。

9款教育費、5項保健体育費、2目運動場管理費の設計等業務委託料853万

8,000円は、現野球場解体工事設計業務委託料であり、財源は全て東紀州環境施設組合の負担金であり、歳入にも計上されております。広域ごみ処理施設建設の予定地については、令和2年10月30日開催の行政常任委員会で建設予定地尾鷲市営野球場が示され、東紀州5市町で組織する一部事務組合東紀州環境施設組合の東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画においても、建設予定地として新ごみ処理施設の建設予定地は現尾鷲市営野球場であると明記され、組合では、この整備基本計画に沿って、令和10年の供用開始を目指し、着々と事業を進めています。

また、令和4年12月定例会の補正予算第10号に計上された尾鷲市ストックヤード整備基本計画策定業務委託料の債務負担行為も承認されており、今定例会に提出された当初予算において同額の策定業務委託料450万円が計上されております。

さらに、本定例会当初予算には、広域ごみ処理施設整備事業の東紀州環境施設組合負担金2,095万6,000円が計上されており、この負担金には、野球場解体に係る設計等業務委託料の尾鷲市分が含まれており、減額修正には矛盾が生じます。

本市の清掃工場は老朽化が激しく、毎年度1億円を超える修繕費用が必要であり、新ごみ処理施設の建設は喫緊の課題であり、議会からも早期の建設を以前から市長に要請しております。

既に令和3年4月に東紀州環境施設組合が設立し、東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画が策定をされ、東紀州5市町で取り組んでいる事業であることから、今定例会の予算計上は何ら問題なく、事業推進に影響を及ぼす本予算の修正は遺憾であり、認められるものではなく、反対するものであります。

議員皆様の御賛同、よろしく願いをいたします。

議長（小川公明議員） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はございませんか。

4番、西川議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 第9款教育費、第5項保健体育費、第2目運動場管理費、多目的スポーツフィールド事業のうち、設計業務委託料853万8,000円を減額して、3,962万2,000円にすることについての賛成の立場から修正予算に対しての賛成討論を行います。

先日もテレビで南海トラフ大地震について、ドラマで分かりやすく特集が放送されていました。いつ発生してもおかしくない災害に対して、全く対策も取らずに、「津波は、逃げるが勝ち！」だけで、津波タワーの一つもなく、市民の誰もが危険と認識している海拔4メートルで地下水位が2メートルから3メートルの火力跡地に、新野球場や子供やお年寄りが集う公園を計画すること自体、正しい判断とは到底考えられません。今ある高台の安全な野球場を853万円も出して解体するなど、愚の骨頂です。下手をすると、また、後からお得意の追加工事で予算を求められるかもしれません。

市長は、尾鷲の財政は危機的状況と述べられていますが、ならば、少しでも始末することを考えて、今の尾鷲市の現状を見直していただきたい。この厳しい経済状況では、家庭で例えるならば、省エネはもちろんのこと、お父さんのたばこやお酒の制限を一番先に減らされて、お小遣いも、これまた削られるでしょう。財政が苦しいという割には、高額な事業に邁進し続けているようにしか見えないのは私だけでしょうか。そもそも野球場もそうですが、公園自体が、市民の皆さんのアンケート調査すら行わずに進めようとしていること自体が間違いの始まりだったのではないのでしょうか。これから体育館の費用も問題になってくるでしょうし、財源云々では済まされなくなります。

紀北町でも負担金削除が多数で可決されましたね。広域ごみから紀北町が一抜けされれば、さらに4市町で負担が大きくなります。いま一度市民の民意を問うのもいいのではないのでしょうか。

とにかく私は、今ある安全な野球場を解体して、新たに高額なお金をつぎ込み、危険な津波浸水域での野球場を反対している1人の市議として、この事業に関わる委託料853万8,000円の減額修正に賛成の立場として討論を終わります。
議長（小川公明議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第3号「尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第4号「尾鷲市個人情報保護審査会条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第5号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第6号「尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第7号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第8号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第9号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第10号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第11号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第12号「尾鷲市普通河川管理条例及び尾鷲市法定外公共物管理条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

举手全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第13号「尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長（小川公明議員） 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第14号「令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は修正可決であります。

まず、委員会の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立同数)

議長（小川公明議員） 起立同数。

起立同数であります。

ただいま報告いたしましたとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において委員会の修正案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は否決と裁決いたします。

したがって、原案について採決いたします。

日程第13、議案第14号「令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決について」原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立同数)

議長（小川公明議員） 起立同数。

ただいま報告いたしましたとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において議案第14号に対する可否を裁決いたします。

本案について、議長は可決と裁決いたします。

次に、日程第14、議案第15号「令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第16号「令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第17号「令和5年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第18号「令和5年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第19号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第14号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第20号「令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第21号「令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第22号「令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第23号「令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第24号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第25号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第26号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、発議第1号「尾鷲市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

(事務局長 朗読)

議長（小川公明議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

1番、南靖久議員。

[1番（南靖久議員）登壇]

1番（南靖久議員） 提案理由の説明を述べさせていただきます。

発議第1号「尾鷲市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、提案理由の説明をさせていただきます。

尾鷲市議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、国や地方におけるデジタル業務の改革の進展や官民の枠を越えたデータの利活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護法制の相違がデータ流通の支障となる

ことから、現行法制の不均衡、不整合を解消するため、個人情報保護制度の見直しが行われてまいりました。

この見直しにより、国、民間事業者、地方公共団体などで分かれていた個人情報保護法制度が一元化され、地方公共団体の行政機関に対しても、この改正法が直接適用されることになりましたが、地方議会については、国や裁判所などと同様に、その独立性を確保するという考え方から、改正法の適用対象外となったため、改正法が直接適用される執行部側と、同法が直接には適用されない議会側において、個人情報の保護に関し差異が生じないように、同法の規定に準じて議会の保有する個人情報の保護を図ることを目的に、新たに尾鷲市議会の個人情報保護に関する条例を制定するものであります。

以上、尾鷲市議会の個人情報の保護に関する条例について、提案理由の説明とさせていただきます。御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

次に、日程第26、発議第1号「尾鷲市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の採決をいたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、発議第2号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

（事務局長 朗読）

議長（小川公明議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

8番、中村レイ議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕

8番（中村レイ議員） 「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、提案理由を述べさせていただきます。

尾鷲市の財政状況は、皆様も御存じのとおり、人口減少をはじめ、企業の撤退などにより、税収の増加が見込めず、大変厳しい状況にあります。だからといって、市民に直結する予算を削減すると、市民の皆様に変な迷惑がかかります。それであれば、削減するにしても、市民に直接迷惑のかからない議員報酬の中で期末手当を削減するのであれば、減少する尾鷲市税収状況において、議員自ら市の発展に寄与することを考えることとなります。これこそが私たちの使命だと考えます。

ここで申し添えることは、次世代を担う若い人たちが議員になる芽を摘まないよう、この条例改正の対象条項、第4条のイの期末手当の削減のみであり、期限は今限りとし、あと二年3か月の期間だけとさせていただきたいと思っております。

以上が議員報酬の一部改正の提案理由でございます。それでは、よろしく願いします。

議長（小川公明議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） この件につきましては、議員自身のことですので、本来なら議会のほうできちんと合意形成をされるべきものと思っておりますが、一度も議論がされておられませんので、ここで賛否を決するに当たり確認したいことを2点ほど伺いたいと思っております。

まず、今されました提案説明ですが、議会運営委員会に上程された提案説明と少し違っておりますが、これは、道義上許されるものなののでしょうか。議案上程の際に出されました提案説明の中には、無給水地域に対する水道の供給設備設置をうたわれておりました。

先ほど提案説明の中に、市民に直接迷惑のかからないものにしたいというふうな言葉がありましたが、最初の提案説明の中にありました水道事業に関しまして少し疑問に思うことがありますので、まずそれもお聞きしたいと思います。その前に、市民に迷惑のかからないというところで、この新しい提案をするときには、必ず調査、研究、分析が必要となると思うんですけれども、以前から尾鷲市内では、市内事業者の給料の増減に対して、市役所や議会、そういった行政に関わる給料にとってもアンテナを張っており、そこを参考にすることがあるというふうに聞いておりますが、そういった事業者への調査はどうかされたのでしょうか。そして、どういったお言葉をいただいているのか、事業者あたりの意見をお聞きしたいと思います。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） 事業者において、今、現在、期末手当が出ているところのほうが少ないのが現状です。そして、今、議員報酬をまちの事業者は参考にと言われましたが、私たちは、これは報酬であって、給料でもなければ、生活給でもありません。ですから、私たち議員の報酬に関して、それを参考にされるということはないと思います。

議長（小川公明議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 質問したことに答えていただきたいと思うんですけれども、事業者には聞かれていないということでもよろしいですか。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） それは、聞いていますけれども、それを明文化はされておられません。

議長（小川公明議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 聞いたことをお答えくださいというふうにお願いしたわけで、文章を出してくださいというのではありませんので、事業者がどのような感想を持っているのかをお聞かせいただければ結構です。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） 私がお答えしたように、まちの中の事業者は期末手当を出し

ているところのほうが少ないということを聞いております。

議長（小川公明議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 出しているか、出していないかを聞いているわけではありませんでしたので、影響があるか、ないかを聞いたかったですけれども、それは聞いていないということで結構です。

私のほうで聞いたのは、やはり事業者にとりまして、自分のところで出す報酬であるとか、給料であるとかということに関して、行政の増減は気にしているというふうに私は聞きましたし、今、経済がとても硬直化している中で、経済を動かすために、日本全国、給料を上げようというような、そういった動きの中で、この行為はナンセンスではないかなという意見を聞きました。それは結構です。

そして、最初の提案説明のときにありました水道料金についてお聞かせいただきたいと思います。

先ほどの説明では消されておりましたが、最初の提案説明にありましたので、そのことについて聞かせていただきたいのですが、困っている無給水の地域に新しく市がきちんと給水ができるような設備を置きたいというような提案説明がありました。今回、水道料金の一般会計と、あと、企業会計の違い、あと、基準外繰り出しの問題などの矛盾を議会運営委員会議案上程のときに指摘されておりましたが、その辺りはどういうふうに解決なされましたか。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） 水道は、尾鷲市に税金を払っているならば、本来受けられるサービスのはずです。そして、それが特別会計で範囲が決められて、それ以外のところにもし家を建てるなら、都市計画上、そこに確認を下ろすべきではないし、鼻からそういう話をしていけば、問題はなかったと思います。でも、実際、水道が引かれていないところに家が建ってしまってから、あなたの場所は水道が引かれませんがと言われても、家を動かすのは大変な作業です。

ですから、この条例が通ってお金が積み上がったら、もちろんその人たちのために水道は引くべきだと思っておりますので、それを指定したことが間違いなら、それは訂正します。でも、趣旨として、私が提案理由の説明として、そのために私たちは自分たちの報酬をカットすべきだと思い、提案しました。

議長（小川公明議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） まず、一つ訂正させてください。水道事業に関しては、企業会計であり、特別会計ではございません。基準外繰入れ、繰り出しに関しまし

ては、かなり厳密に条件が設定されておりまして、一般会計である私たちの報酬が削減されたからといって、水道のほうに簡単に動かせるものではないことは、企業会計法を見ていただければ分かると思います。

そこで、市民に迷惑をかけないために私たちは言葉を用意したいのですが、今定例会の水道事業会計の予算の中に、人口減少であるとか、給水人口の減少であるとかということから、水道料金の改定の審議会の予算が盛り込まれておりました。恐らくここ一、二年、その話合いがされて、水道料金の御負担をさらにお願ひしなければならぬ状況がやってきます。

今回、無給水と言われるところに新しい設備を設置したときに、単純に計算してですが、今、尾鷲市には8,907戸の給水世帯があります。新しい施設の負担は、企業会計において独立採算制がうたわれていることから、その給水を受ける人たちで受けるものとしております。その負担、設備に対して、一戸当たり3万3,000円余りのお金がかかってきます。これをどれだけに割るかは別としても、今回用意している審議会以外の負担を私たちの報酬を下げても新しく設置するために、新たな市民負担、それをお願いするのにどう説明していいのか、私には言葉が見つかりません。どういうふうに説明をされますか。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） 先ほども申しましたように、市民税、都市計画税を払っておられる皆さんが水道が引かれていないという事実、どういう負担か、もちろん市民の皆様がそれに対して負担が、水道料金が上がっていくとは思いますが、私たち議員としてできる限りのことをしたいというのが提案理由です。

議長（小川公明議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 私たちができる限りのことをするために、皆さん、負担を我慢してくださいとお願いすればよい、それと理解いたしました。ありがとうございました。

議長（小川公明議員） よろしいですか。

3番（濱中佳芳子議員） 結構です。

議長（小川公明議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、議事の都合により、会議

規則第37条第3項の規定に基づき、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 御異議なしと認めます。よって、委員会への付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

4番、西川議員。

[4番(西川守哉議員)登壇]

4番(西川守哉議員) 私は、発議第2号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、賛成の立場から討論に参加します。

まず、前回の発議では、私が提案者であったため、討論には参加できませんでしたが、今回は賛成の立場から討論をさせていただきます。

実は、去年の12月の定例会で、この発議に他の賛成に共感を持った議員さんたちから発議しようとする案がありましたが、ちょうど三鬼和昭議員が亡くなった直後であり、無理に風波を立てることなく、今回は武士道精神で喪に服しようとする他の議員報酬削減を公約に選挙を戦ってきた議員さんたちにも納得していただいたところです。

ところが、某新聞社が新人議員の庶民感覚が云々と社説であおってくれました。記事を書くなら、きちんと取材をしていただきたいものです。

前回、反対討論もせずに否決をしておいて、あれは負けるとっておてのパフォーマンスやったんさと御丁寧に市内で触れ回ってくれた議員さん、私たちは銭金で議員を目指したわけではありません。今回も否決されても、年度が替われれば、あと一度発議することができます。次は、選挙の前になりますが、よろしいのでしょうか。さあ、反対の議員さんたちは、今度はあなたたちも市民感情を納得させられるような反対討論をしないと、臆測で記事を書かれますよ。

私は、議員報酬削減を公約にして市議選を戦って、市民の皆さんの付託を得ることができました。多くの市民同様、私も当選するまでは、「市会議員って、選挙のときだけ物を言ってきて、一体、何、仕事しいよんど、何にも尾鷲ようになってないやないかれ、税金持っていただけやないかれ」との気持ちでした。

だからこそ、経済が冷え切っており、終わりの見えない物価の上昇で苦しんでいる市民感覚で、今こそ、議員自らが身を切り、尾鷲にはお金がないと言いな

ら、今ある野球場を潰し、危険な場所での都市公園や、広域ごみ処理施設計画、また、これに体育館も含まれるでしょう。それに高額な墓地造成の増額など、高額な事業に突き進む執行部に対し、一市民から見れば、不満だらけです。

だったら尾鷲に住み、きちんと納税をしても、上水道さえ引いてもらえず、市民としての当然の権利を受けられるべき行政サービスを受けられていない市民のための福祉などに使える基金をつくろうとの提案に、なぜ他の議員の賛同が得られないのか、全く理解できません。

記事を書いた記者さんに申し上げると、前回も私は、他の議員さん数人に賛同をお願いしています。しかし、「いやーん、私、お金欲しいもん」と一蹴されてしまいました。先日の委員会では、もっともらしいことを発言されていましたが、このような状態での議員間討論なんて、できるはずありません。「私がお金欲しい」と言っておる以上、何を言っても無理です。

私たちは、議員報酬削減を公約としているのですから、反対の意見の議員さんたちから、私たちも協力するから、減額の内容を話し合いましょうと歩み寄ってきていただかないと、いつまでたっても数の戦いの議会になり、市民の皆さんから信頼される議会にはなりません。正直に、私、お金欲しいから反対ですとはっきり反対討論をしたらいいと思います。

基金設立に対していろいろな規制があるならば、そこは皆で知恵を絞り、水道だけにこだわらずに、教育や福祉にも使えて、市民の皆さんに喜んでいただける基金にしようではありませんか。

ともかく、小原野墓地予定地では、給水区域外にもかかわらず、担当課の説明だけで、いとも簡単に水道が通ってしまいましたね。亡くなった方には手厚く水道を引いて、給水を望んでいる人たちの切望の声をちゃんと聞いてあげる行政になっていただきたい。

以上、私の考え方が心に響いたのであれば、賛同をお願いします。

一つ補足させていただくと、先日、熊野市議会での合同研修の講師の方に、帰り際に、反対討論もなく否決とはどうなのでしょうかとお尋ねしました。すると、それは議員の倫理ですねと答えられていました。

これで、賛成討論を終わります。

議長（小川公明議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

日程第 27、発議第 2 号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 同 数)

議長（小川公明議員） 挙手同数。

挙手同数であります。ただいま報告いたしましたとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第 116 条の規定により、議長において発議第 2 号に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は否決と裁決いたします。

次に、日程第 28、発議第 3 号「尾鷲市放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局長をして発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（小川公明議員） ただいま議題の発議につきましては、提出者の提案説明を求めます。

8 番、中村レイ議員。

[8 番（中村レイ議員）登壇]

8 番（中村レイ議員） それでは、尾鷲市に放射性廃棄物等を持ち込ませない条例についての提案理由を説明させていただきます。

高レベル放射性廃棄物最終処分地について、令和 5 年、今年の 2 月 10 日に開かれた閣僚会議において、政府一丸となって、かつ、政府の責任で、最終処分に向けて取り組んでいくと明記され、同日 2 月 10 日にパブリックコメントが始まり、3 月 12 日にパブリックコメントが終わりました。そして、今、パブリックコメントの集計中であり、それが終わると、基本方針の改定案に、そのパブリックコメントの提案内容がどれほど反映されていくのか分かりません。今回の反対発言、意見に議論の時間も全くなかったと言われますが、国そのものが国民に議論の時間も与えずに、閣僚会議の説明から閣議決定まで、たった 50 日で、とても大事な基本計画を改定しようとしております。

基本方針が原案どおり改定されると、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の指定は国が行えることとなります。そして、首長 1 人の同意で文献調査が始まり、概要調査には、知事と首長の同意だけで進むことができます。市民の意向は聞か

れますが、その意向は、パブリックコメント同様に、普通の人の意見が聞き置かれることとなります。そして、議会の多数決ももう意味をなさなくなります。最終処分地が適地であれば、知事と首長の同意だけで決まることとなります。そして、一度同意すると、知事や首長の意向は尊重されますが、事業の見直しや撤回はありません。

国土地理院の地図でも分かりますが、尾鷲から熊野にかけての地質は、「ブラタモリ」でも解説があったように、カルデラ噴火の溶岩が深い場所で固まった熊野灘酸性岩と言われる硬い花崗岩であり、深さは3キロ近くもあります。地質的には、最も高レベル放射性物質最終処分地として適しております。人口も少なく、港からの距離も近いという理想的な場所なのです。

でも、最大の難点は、ここは世界的に見ても、最大規模の地震が定期的に起こる場所でもあります。花崗岩は、硬いがゆえに大きな力がかかったときは割れます。今のところ、活断層はないとされておりますが、高レベル放射性物質が無毒化するまでに10万年かかり、その10万年の間には、百年に一度と言われる地震が1,000回起こる可能性があり、その中の100回は千年に一度と言われる地球規模の最大級の直下型の地震が発生する可能性があります。

このまま温暖化が進めば、海水面が最大40メートル上がるかもしれないと言われております。そのときの津波は、一体何メートルを想定すればいいのでしょうか。今、計画中的の人たちは想定外で済みますが、想定外の災害を経験する、その時代を生きる人々にとって、人類滅亡を経験することになるでしょう。国は、責任を持って高レベル放射性物質の処理を行うべきです。

今回の改定により、最終処分に係る費用は莫大な費用で、国費ではなく、電気料金で賄うと明記されております。それならば、最大の電力消費地である東京都所有の無人島の南鳥島のように、花崗岩と同じ強度の玄武岩で、深さが3キロあり、地震が10年以上ないとされる安定した地層にまず埋めていくべきだと思います。

津波高の想定が甘く、想定外で言い逃れるような国策は愚策といます。福島第1原発の地下水すら、電気代を垂れ流しながら全く止められず、汚染水となっております。甘い交付金に愚弄されず、少ししか生まれない大切な子供たちのために、安心して住みたいまち、住み続けたいまちを実現するのが市民の負託を受けた議員の務めと考えます。

以上が、この条例の提案理由です。

議長（小川公明議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 先ほど提案者は閣議決定から50日間と言われましたけれども、私どもは、この議案を見せられてから1週間足らずですので、やはりこれをよいものか、悪いものかの判断をする全く勉強する時間が足りないのかなというふうな気がしておりますので、提案者のほうに幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず、この条例をつくるのに、賛成者は参加されましたか。出来上がったものを見せて、賛同をもらいましたか。どちらでしょうか。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） もちろん、この件に関しては、何年も前から、議員、私たちの間で話がなされており、この賛成者にこの内容の話もちゃんとしております。

議長（小川公明議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 質問がちゃんと私が伝えられなかったんでしょうね。賛成者という方がお名前を書いていただいておりますので、その方たちは、つくるときに参加されましたかということを知っております。再度お願いします。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） つくるときから参加しております。

議長（小川公明議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） じゃ、今、何年も前からと言われましたので、どのぐらいの人数で、何年かかってつくったものかを教えてください。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） これは、まちづくりの会の中でみんなで作っていったもので、何人という人数というのをここでお答えするべきなのかどうか分かりませんが、この質疑は、基本、条例の中身について聞かれるのではないんですか。

議長（小川公明議員） 議事についてだったら、オーケーだと思います。

中村議員。

8番（中村レイ議員） 経緯についてオーケーということですか。

議長（小川公明議員） あらかじめ言いますが、質疑に対して答弁しかできませんので、質疑返しとか、そういうのはございませんので、質疑に対する答弁だけお

願いたします。

8 番（中村レイ議員） それでは、正確な回数、日時は、明記がないので覚えておりません。

議長（小川公明議員） 3 番、濱中議員。

3 番（濱中佳芳子議員） やはり条例をつくる過程というのは、私は大事だと思っておりますので、質問を続けさせていただきます。

議案上程のときに、逆に提案者のほうから、この条文に対して違法性があるのかという発言がありましたが、違法性を決めるのは裁判所であって、私たちがこれは違法ですということは言うことではないと思います。けれど、条例をつくるのに、私たちも以前から幾つかの条例には関わっておりますが、この条例に違法性がないものになるように、法律の専門家というのは必ず確認を取ってきました。どういった立場の法律の専門家が関わっておりますか。

議長（小川公明議員） 中村議員、答えられる範囲で答弁でもよろしいので。

8 番、中村議員。

8 番（中村レイ議員） 弁護士が関わっております。

議長（小川公明議員） 3 番、濱中議員。

3 番（濱中佳芳子議員） 議運で指摘された疑問点、あと、文章についての疑問点、そういったものがほかの議員から出ましたけれども、賛成者や、その関わった法の専門家からは指摘はありませんでしたか。

議長（小川公明議員） 8 番、中村議員。

8 番（中村レイ議員） はい。何ら問題はないと回答がありました。

議長（小川公明議員） 3 番、濱中議員。

3 番（濱中佳芳子議員） そしたら、議運のときに質問がありました第 4 条において、前条にない言葉を前条基本原則としていること、これに関しても指摘はなかったとしてよろしいですか。

議長（小川公明議員） 8 番、中村議員。

8 番（中村レイ議員） はい。施策は原則を具現化するものであり、基本原則とは、基本施行内容でいいと思います。

議長（小川公明議員） 3 番、濱中議員。

3 番（濱中佳芳子議員） そうしましたら、賛成者のほうから全員協議会の中で合意形成が大事という発言がありましたけれども、賛成者にサインをもらう段階で、合意形成がなされていないことをお伝えいただいたのか、伝えたとしたら、それ

でどういった言葉があったのかをお聞かせください。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） すみません、もう一度お願いします。

議長（小川公明議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 合意形成がなかったことを賛成者は承知いただきましたか。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） これに合意がなかったことを確認したんですか。

議長（小川公明議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） すみません、私の質問の仕方が下手くそなようで。賛成者のほうから議会での合意形成がなかったことはどうかと思うという言葉がありましたので、そのどうかと思われる合意形成がなかったことを賛成者はサインをするときに承知したかということです。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） 議会での合意形成、これは、私たちは2月21日に議長のほうにこの条例について提出して、その後、委員会で付託されて、この話合いがずっとされると思っていたんですけども、議運が開かれた後もこれは委員会付託されることもなく、合意形成もなく、そのことについてきつと、私も不満ですし、そういうことの合意形成がなかったという意見が出たんだと思います。

議長（小川公明議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 今の言葉からすると、そしたら、この上程を急ぐのではなくて、そこから議論なり勉強会などをするというふうな考え方はございませんでしたか。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） もちろん政府においても2月10日から3月12日までのパブリックコメントの期間中があり、私たちもその新聞を読んで、すぐにこの条例を議会に出して、もちろん委員会で議論する時間は、今回非常に、休会が2日もあり、十分な時間があったとっております。ですから、ただ、今さらこれをしたとしても、閣僚会議で説明されて、この改定が終わってしまえば、御存じのように、上位法を超える条例はできませんので、今から議論で時間をかけて引っ張ったとしても、それは無意味です。それは単なる時間稼ぎです。

議長（小川公明議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 今、提案者が言われましたように、急ぐ理由の中に、国の

法律が決まってしまったり遅いから、意味がないからというふうに言われましたけれども、今回の定例会でも条例の一部改正、たくさんございました。これは、国の法律が変わったから、それに合わせるための条例改正として行われております。どんなに急いで尾鷲市の条例をつくったところで、法律が変われば、それに合わせる改正が行われていきますので、それが急ぐ理由にならないと思うんですけれども、いかがですか。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） 環境に関しては別です。

議長（小川公明議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 国の法律を超えられる市の条例があることを私は存じ上げませんでしたので、すごく驚きました。

では、条文の中のことで少しお聞かせいただきたいと思います。

既に昨年までの間にたくさんの地域で、核を抑制するための条例はできておりますが、その中に、この条例は医療用放射性物質の利用を妨げるものではないという条文がほとんどの条文によって用いられております。この提案された条文の中には、医療用放射性物質というものに対しての明記がございませんが、それに対してはどうお考えですか。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） この条例については、非核平和宣言の中における高レベル放射性廃棄物は、核物質と同等の殺傷能力と破壊力があり、非核平和宣言内容との整合性、要するに、非核平和宣言というのは、核兵器持込禁止条例なんですけれども、その中に医療は含まれませんので、医療とそれと推進力による平和利用、そして原子力発電も、この中に平和利用の中は省かれるとみなしております。

議長（小川公明議員） 3番、濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） ほかの地域の条文の中に医療用放射性物質の利用を妨げるものではないとわざわざ明記されているのは、医療用の放射線に関しても放射線廃棄物とされる、その取扱いによっては、現行の核と同じだけのエネルギー量を持つものがあるからだというふうに放射線障害防止法の中では位置づけております。

そうしましたら、この放射線障害防止法の中で、現在、尾鷲市の病院にあるリニアックが対象であるのか、対象でないのかはお調べになっておりますか。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8 番（中村レイ議員） リニアックは、高レベル放射性とは認められないと思います。

議長（小川公明議員） 3 番、濱中議員。

3 番（濱中佳芳子議員） ちなみに、リニアックと一言でいいましても、そのエネルギー量の線量によって区分をされております。10MeVという単位が線引きとなっておりまして、現行で尾鷲市にある尾鷲総合病院にある放射線治療機は、全て10MeV以下というふうになっておりますので、現在では対象外ではありませんが、この先、リニアック更新されたときに、これ以上の線量が出てきたら、その取扱いは廃棄物という形で位置づけられることになっております。

だけど、この放射性廃棄物の規制というものに関しましては、医療法であるとかの四つの国の法律によってくくられておりまして、もう尾鷲市の条例がどのように書かれたところで、手が及ぶものではありません。このように国の法律には、尾鷲の条例はどの分野であっても超えるものではないと理解しております。

それから、様々な疑問が議会運営委員会の中で提示されて、私たちはまだこの条例に対して理解ができるところまでは進んでいないんですね。今回のこの議案が出たときに、市民の中からも御意見をいただきました。その中で、特に若い、私たちよりも20年も30年も未来のある若者から、こういった禁止条例と言われる条例が一部の議員だけで一方的につくられることは、市民の言論の自由を妨げるものではないのだろうか。ここの条文の中に、いかなる研究、調査も認めないということになれば、先ほどから、ここは候補地であるかもしれないという可能性を随分と強調されておりますが、研究、調査がなされなければ、適地ではないという証明もできないではありませんかという意見をいただきました。

そういったやはり市民の持っている意見も聞いていただく時間を取ってほしいというふうに言われましたけれども、そのことに関してはどういうふうにお考えになりますか。

議長（小川公明議員） 8 番、中村議員。

8 番（中村レイ議員） その件に関しては、今ここで条例ができて、次の選挙で新しい若い方たちが、またどうしても核の持込禁止条例が不要だという判断をされたら、持込み可能条例をまた発議されたら、それで済むことですので、全く市民の意見を無視した条例ではありません。

議長（小川公明議員） 3 番、濱中議員。

3 番（濱中佳芳子議員） もう最後にしておきます。私たち、私たちという言葉はちよっといけないかもしれませんが、私は、この条例が全くまだ理解できており

ません。賛成者は提案者と同じように条文を理解されたというふうに先ほど聞きました。理解しなければ、賛成者になれないと思います。

今後、理解できない議員、あと、疑問に思う市民に説明を求められたときに、賛成者も提案者に代わり説明責任が果たせる、説明ができると理解してよろしいでしょうか。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） はい、できます。

3番（濱中佳芳子議員） 結構です。ありがとうございます。

議長（小川公明議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 異議なしと認めます。よって、委員会への付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

4番、西川議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 私は、発議第3号、「尾鷲市に放射性物質を持ち込ませない条例」の制定につきまして、賛成の立場から討論させていただきますが、この放送を見ている多くの市民の皆さんとともに、特に賛否を左右することになる1人の議員には、心して聞いていただきたい。

私は、核ごみのうわさ話が尾鷲市内でも出始めて、商工会議所の青年部がテレビ番組にもよく出演される講師の方に都合のよい話の講演を聞いたとの事実を知ったときには、物すごく不安になりました。

核の恐怖を知るには、実際に核の被害を受けた福島原発の現実を見るのが一番分かるだろうと、去年の秋に、私の後援会の会長と2人で福島原発の廃炉資料館に行ってきました。だから、一応勉強はしておりますので。

40分の説明コースの中では、実際の炉と同じサイズの見本があり、「えっ、これが溶けたの」と思うほどの材質でした。溶け出した燃料棒をほんの数グラム取り出すにも数十億円かかっているとのことでしたので、一つ質問して、この中に人間が入ればどうなるのかと尋ねたら、「瞬間で細胞がゼリーのように溶けてしまう」と恐ろしい答えであったため、説明の終わりに、係の人に、「実は私は、地下の岩盤が日本で一番適していると言われる尾鷲市で市議をしている者だが、こんなやばい代物を尾鷲に持ってくるつもりではないだろうな」と尋ねました。「福島のは持ち出しません」との返答でしたから、これで、福島原発近隣の人たちの故郷は、もう完全になくなりましたね。

私のほかに、もう一人、30代の方が、「実は私は六ヶ所村の隣のまちから来ました。これ以上、核ごみを持ち込まれて、自分の故郷が寂れていくのは嫌です」と悲痛な言葉でした。

今までは寿都町のように、首長1人が手を挙げれば、文献調査という手順でしたが、核ごみの処理に困った国が強制とも言える指定を国が指定すれば、市長1人の賛成で文献調査できるという法改正を行おうとしています。近く実施されるでしょう。だから、慌ててこの発議を行ったのです。

和歌山県白浜町では、「観光のまちだから」、執行部からの提案だったようですが、尾鷲市の執行部は、「大丈夫です、市民の皆さんが反対します」と答えるのみです。執行部は、近いうちに市民がもし反対しても、市長1人が文献調査できる事実を市民の皆さんに隠しています。私はそこに違和感を覚えます。実際、市の職員では、もう既に尾鷲から逃げ出し、他の市町に生活の拠点を構えている職員も少なくないではないですか。

この条例は分かりやすくいえば、尾鷲市に放射性物質を持ち込ませない条例は、ワクチン接種とっていただきたい。きちんと条例を設定しておけば、国もむげにはできませんから。市長の述べる「住みたいまち 住み続けたいまち」、でも、中学生との対談で、20年後には尾鷲には住んでいないと言われて、市長はショックを受けられませんでしたか。

市民の多くは、市長のように職を辞せば、帰阪できて逃げれるわけではありません。尾鷲の自然が好きで住んでいる方々や、家庭の事情で尾鷲を離れられない人、また、仕事の関係もあるでしょうが、結局、市民の皆さんの多くは、この尾鷲が好きなので、国の都合で補償金や協力金などの名目でお金をちらつかせて、尾鷲を賛成、反対の対立により二分させるような事態は、君子危うきに近

寄らず行きましようよ、市長さん。特定の少数の人たちだけが補償金をもらい、残りの残った市民の意見は反映されない。これは大問題になりますよ。

先日もテレビで福島原発の処理水放出の問題が放映されていました。ALPSなどと頭文字を取って、もっともらしくきれいな水のごとく命名されていましたが、実際にはトリチウムは除去できていません。今まで福島近隣の港町の漁業関係者は風評被害で苦しんできているのに、国はそれを無視して、国の方針は事実上の垂れ流しを容認して、実行に移そうとしています。

国が勝手に最終処分場を決めると、2月10日に閣議決定がなされて、その内容は議会の同意も、住民の同意も必要とされていません。つまり、国のほうが完了するまでに、議員として市民の安全安心を守るためには、今日の議決が最後になるのです。私は、故郷を核ごみのまちにした議員にはなりたくありません。今、この条例を制定しておかないと、尾鷲市民憲章の理念から外れてしまいます。

賛同いただけない議員の方たちには、いま一度考えてもらいたい。まちの将来像、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の五つの基本目標を鑑みたととき、尾鷲市に放射性物質を持ち込ませない条例は絶対に必要です。私は尾鷲に住み、また、尾鷲を愛する市民の皆さんに選ばれた市議会議員として、この条例を制定すべきと思いますが、この東紀州に関わる重大な案件を、この数人の意見で決定してしまうこと自体が異常であると危惧しております。今の議席数を見てください。これだけの人数ですよ。賛同を受けない議員の方々は、売国奴ならぬ、売郷奴の十字架を背負う覚悟がおありでしょうか。

議長（小川公明議員） 西川議員、言論の品位に御留意願います。

4番（西川守哉議員） はい。

市長は、空き家バンクを利用して、尾鷲をついの住みかに選んでくれた移住者の方々や、地域おこし協力隊で頑張ってくれている方々に申し開きができますか。このような状態なら、尾鷲を離れていく人も増え続き、ますます人口減少に拍車がかかるのは目に見えています。

新聞では、まだ核ごみの話もなく、早計だと考えられているようですが、今、この条例を定めておかないと、そのときが来てからでは遅いのです。中村議員と同様に、私も異端児と思われても構いませんが、私たちは、今すぐ持ち込まれると断定をしているわけではなく、持込みをされるのを止めることが今しかできないからと賛同を求めているのです。もし私の知り得た情報がガセネタならば、県議会議員や、その他多くの関係賛同者が私に意見を聞きに来るでしょうか。聞か

れれば聞かれるほど、真実味が増してきます。

加藤市長もいつまでも市長ではられません。近く行われる県議選に1人の議員が出馬を取りやめました。このことが何を意味するのか、もう次に向けての運動をされていますよ。

(「反対討論じゃないよ」と呼ぶ者あり)

4番(西川守哉議員) 私が言わんとする意味が分かりますか。

黙っておれ。

この討論の後に賛否が問われることとなりますが、この条例に賛同しない議員の方々に申し述べておきますが、いろいろな問題や被害が出るのは、私たちがいなくなった子々孫々の頃でしょうから、あなたがどのような亡くなり方、例えば病死、事故死、老衰にかかわらず、亡くなった後には、あなたの家族が尾鷲を核ごみにしたまちの議員の身内だと誹謗中傷されることとなりますよ。あなたの死んだ後の十字架を引き継ぐこととなります。

郷土尾鷲を、私利私欲のために第二の六ヶ所村にだけはしたくない。そのときがきて、あっ、西川、中村が危惧していたことは本当だったのだなと議員として後悔のないような判断をしていただくために私の賛成討論といたします。

(「やじ飛ばすな。人がしゃべるとときに」と呼ぶ者あり)

(「そんな言葉遣いはいかんよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

議長(小川公明議員) 西川議員、言論に気をつけてください。

(「その前に、やじを飛ばさないようにしてください」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) また、不規則発言はやめてください。

他に討論はございませんか。

1番、南議員。

[1番(南靖久議員)登壇]

1番(南靖久議員) 先ほどやじを飛ばしたと罵声を浴びせられました。議会運営委員長として一応、注意というよりか、やじに、不規則発言なんですけれども、させていただきました。もし本人がそのように取ったのであれば、おわび申し上げたいと存じます。

私は、中村レイ議員より提出されております発議第3号「尾鷲市放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例の制定について」、反対の立場から討論に参加させていただきます。

今回提出されている発議第3号の条例制定につきましては、先般開かれた議会運営委員会で発議の趣旨や条例の説明を先ほどもお受けしましたが、新たな尾鷲市の市条例にもかかわらず、市長及び担当課との協議や調整は一切行われず、突然に、しかも独断で提出されたと言ってもいい状況にあると私は思います。

市長におかれましても、条例の協議がないまま、一方的に条例制定の発議が提出されることについて疑問を持っていると述べられております。

また、市民への説明や、議員等への合意形成もなく、一部の議員のみで条例制定に向けた取組姿勢についても、二元代表制の一翼を担う議員の1人として、私は全くもって理解できるものではありません。

現在、エネルギー環境は、昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻以来、エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな問題となっております。我が国におきましても、電気・ガス料金の高騰をはじめ、食料品や生活用品等の値上がりが市民生活に多大な影響を及ぼしており、1973年のオイルショック以来のエネルギー危機と言える状況に直面をしております。

このような中、エネルギー危機を乗り越えようと政府が主導して様々な対応を講じていますが、その中の一つとして、GX、グリーントランスフォーメーションを通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の三つを同時に実現すべく、令和4年12月、GX実行会議において、GX実現に向けた基本方針を取りまとめております。その中で、エネルギーの安定供給に向け、徹底した省エネに加え、再生エネルギーや原子力などエネルギーの自給率の向上に資する脱炭素電源への転換の推進を図るべきと定められております。そして、危機的と言えるエネルギー暴騰に対して、再生可能エネルギー、省エネの推進や、原子力の活用は、我が国の市民生活や社会・経済活動の根幹であり、最優先課題と記されております。

そうした中、先日、中村議員が一般質問や議会運営委員会の中で言及されております、特定放射性物質廃棄物の最終処分場関係閣僚会議が2月10日に開催され、最終処分に関する基本方針の改正案が出されました。原子力発電所の再稼働の是非については、肯定、否定、様々な意見がありますが、私はあえてここで立入りはしませんが、国が原子力活用の方向にかじを向けたと理解してもよろしいのではないのでしょうか。

さて、条例制定の話に戻しますが、中村議員が自信を持って主張されている特定廃棄物の最終処分場について尾鷲市が最適地だという点について、自身の独断と偏見で決めつけているもので、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針

には、地域を特定する記載は一切ありません。

さらに、同議員は、基本方針に関わるパブリックコメントが終わるまで条例を制定しなければ手後れになるとし、速やかに条例を制定しなければ、尾鷲市が最終処分場に決定されるがごとき旨の主張をしておりますが、全くもって理解不能で、市民に不安をあおり、逆に風評リスクを惹起させることを懸念いたすものであります。

さらに、手後れになるというのであれば、尾鷲市だけでなく、県内外はじめ、各地に点在する数多くの候補地、全てが条例制定をすべきだと考えますが、現時点で私が知る限り、そのような行政や議会の動きは聞こえてきません。

国の基本方針から、今後、国の積極的な働きかけは予想されるものの、自治体や住民の意向を無視して、国が強引に推し進めることは、民主主義社会の日本において不可能と言えます。

さらに、放射性物質の最終処分に関する法律第4条では、経済産業大臣が最終処分基盤の設置に関する概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を十分に尊重しなければならないと規定しております。この規定からは、たとえ最終処分場を市長が受入れを認めたとしても、県知事が反対すれば、受入れができなくなります。また、その逆もしかりであります。

なお、中村議員が、核汚染被害や核廃棄物は、原爆より危険性が高いといった刺激的な言葉をあえて使われておりますが、現在、高レベルの放射性廃棄物が現存し、青森県の六ヶ所村に今も安全に保管されております。このような事実を市民や議員全員と共有すべきだと考えます。

そして、条例制定に当たっては、事前に現地視察等を行い、高レベル放射性廃棄物の廃棄状況や、それらによる青森県や六ヶ所村等に及ぼす影響等を確認すべきだとも考えます。

同じく、同議員の一般質問で話題に上がりました文献調査が行われている北海道の寿都町についても、町が二分されているとの発言がございましたが、実際には、騒ぎ立てているのは、数少ない慎重派と面白おかしく書きたい一部のマスコミだとの情報もありますが、私もどちらの情報か正しいのか定かではありません。

今回上程されている放射性廃棄物の持込禁止条例が制定されれば、国が最優先事項として取り組んでいる政策に対して、何百とある候補地の一つに過ぎない尾鷲市として、あからさまに反意を挙げるようなものであり、少子高齢化や人口減

少が著しく、財政基盤の脆弱な当市におかれましては、国の支援、協力が必要なことは不可欠であり、その点からも適切ではないと私は考えます。

それと、現在進行形のビッグプロジェクトであります火力発電所跡地を活用する大型製材所誘致、港湾整備、農林水産振興、道路整備等についても悪影響を及ぼすことが論をまたないところでもあります。また、私が日頃から持論としている横須賀海上自衛隊掃海艇部隊や、輸送艇部隊誘致など、今後、国の施策に関連した要望活動にまで悪影響を及ぼすことが懸念され、将来の尾鷲に非常に不適切なものだと考えております。

市の将来を左右すると思われる今回提出の条例制定は、重要な役割を担う市議会議員の責務として、まずは議員である私たち自身が、条例に関わる国の原子力施策を理解し、市民の皆様にも正確に説明できるようにしなければなりません。

そして、もし国から文献調査の意向の働きかけがあった場合には、どのようにすべきかを含め、議会内でも調査を行い、行政や市民と一緒に十分な時間をかけて、専門家等を招いて勉強会を実施し、国の動向を確認した上で、条例制定の必要性をみんなと共に判断すべきだと確信をいたしております。

繰り返しになりますが、国の原子力施策を含めたエネルギー関連の基本方針が策定しようとするさなかに、今回、発議上程されている尾鷲市放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例を制定すれば、その影響は、当市にとどまらず、東紀州はもとより、県内自治体にも不安を伝播させることとなります。そうすれば、より一層、国から当市への印象は悪くなるばかりだと思います。

加藤市長も何回となく、私の在職中は市民の安全安心に住めるまちを堅持する旨の発言を行っており、言わば、事実上、放射性廃棄物は受け入れないとの発言を行っております。今回の条例案は、国の重要施策に反意を示す行為であり、これまで築いてきた国と当市のパイプに大きな影響を与えるものと懸念されると加藤市長も述べられております。

よって、今回提出されている発議第3号は、新たな市条例を制定しようとするにもかかわらず、市長部局との協議も一切行われていなく、議員間協議や、市民にも説明することなく、一部の議員による一方的で独善的な政治手法は、尾鷲市政に混乱を招くばかりであり、議会人として絶対に容認をできるものではありません。

どうか、議員の皆様におかれましても、発議第3号「尾鷲市放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例の制定について」は、私の尾鷲の将来を思う強い気持ち

ちをお酌み取りいただき、ぜひとも御賛同を賜りますことを切にお願いいたしまして、反対討論と代えさせていただきます。

議長（小川公明議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

次に、日程第28、発議第3号「尾鷲市放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例の制定について」を採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

議長（小川公明議員） 挙手少数。

挙手少数であります。よって、発議第3号は否決されました。

次に、日程第29、「議員派遣について」を議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び尾鷲市議会規則第166条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合などにつきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、3月末をもって退職される尾上防災危機管理課長、吉沢環境課長、佐野病院事務長、以上の皆様には、退職後もお体を大切にいただき、今後も市の発展に御協力いただきますよう、お願いいたします。本当に御苦労さまでした。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、2月28日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会におきまして、議案第3号「尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定について」をはじめとする議案24件と、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様には、健康には十分御留意いただきますよう祈念申し上げまして、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小川公明議員） 去る2月28日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでございました。

これをもって、令和5年第1回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時53分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 仲 明

署 名 議 員 南 靖 久